



長野県訓令第 3 号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
令和 7 年 3 月 24 日

長野県知事 阿 部 守 一

第30条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の特別休暇が、次の各号に掲げる活動を行う場合の特別休暇である場合は、その承認を受ける際に当該各号に定める計画書を所属長に提出しなければならない。
- (1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動 ボランティア活動計画書（様式第 9 号）
 - (2) 地域の団体が行う地域に貢献する活動 地域貢献活動計画書（様式第 9 号の 2）
- 様式第 9 号の次に次の様式を加える。

(様式第9号の2)(第30条関係)

地域貢献活動計画書

所属名

職名

氏名

1 活動期間

年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

2 活動団体

- ☐ 自治会・町内会
- ☐ 自主防災組織
- ☐ 特定非営利活動法人
- ☐ PTA又はこれに類する団体
- ☐ 地域クラブ活動の実施主体である団体
- ☐ 上記以外の地域住民を主体として構成される団体

3 活動場所

施設名等

所在地

電話

4 具体的な活動内容

5 活動従事による報酬の有無

- ☐ 有 (有の場合、報酬(予定)額 円/日)
- ☐ 無

(備考)1 該当する□には、☒印を記入すること。

2 「2 活動団体」について、「特定非営利活動法人」、「地域クラブ活動の実施主体である団体」、「上記以外の地域住民を主体として構成される団体」のいずれかである場合は、当該団体の概要が確認できる資料を添付すること。

3 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」について、その内容が確認できる資料を添付する場合には、適宜記入を省略して差し支えないこと。

4 「5 活動従事による報酬の有無」について、「報酬」とは、労働の対価として支給又は給付されるものであり、例えば、講演や寄稿、作業等への謝礼としての謝金や実費弁償等は「報酬」には当たらないものであること。また、職員が居住する地域の自治会等で、役員に支給される手当等については、一般的に謝礼及び実費弁償を複合したものであるととらえ、「手当」「報酬」「謝金」等いかなる名称を使用していたとしても「謝金等」と整理し、報酬には当たらないものであること。

5 「5 活動従事による報酬の有無」が「有」の場合、別に営利企業等従事許可を受ける必要があること。

人 事 課